

市町村コード
112381
埼玉県
蓮田市

法人市民税領収証書 (公)

口座番号 加入者
00140-7-962115 蓮田市会計管理者

所在地及び法人名

年度 ※ 処 理 事 項 法 人 番 号

事 業 年 度 申 告 区 分
から まで 中予確修更決その ()
間定定正正定他

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01										
均等割額	02										
延滞金	03										
合計額	05										

納期限 年 月 日 領

収
日
付
印

上記のとおり領収しました。

取りまとめ金融機関
埼玉りそな銀行 蓮田支店

(納税者保管)

市町村コード
112381
埼玉県
蓮田市

法人市民税納付書(原符) (公)

口座番号 加入者
00140-7-962115 蓮田市会計管理者

所在地及び法人名

年度 ※ 処 理 事 項 法 人 番 号

事 業 年 度 申 告 区 分
から まで 中予確修更決その ()
間定定正正定他

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01										
均等割額	02										
延滞金	03										
合計額	05										

納期限 年 月 日 領

収
日
付
印

上記のとおり納付します。

取りまとめ金融機関
埼玉りそな銀行 蓮田支店

(金融機関又は郵便局保管)

市町村コード
112381
埼玉県
蓮田市

法人市民税領収済通知書 (公)

口座番号 加入者
00140-7-962115 蓮田市会計管理者

所在地及び法人名

年度 ※ 処 理 事 項 法 人 番 号

事 業 年 度 申 告 区 分
から まで 中予確修更決その ()
間定定正正定他

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01										
均等割額	02										
延滞金	03										
合計額	05										

納期限 年 月 日 領

収
日
付
印

指定金融機関名
埼玉りそな銀行蓮田支店
(取りまとめ店)

取りまとめ局 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター(〒330-9794)

上記のとおり通知します。

(市保管)

お願い

申告された法人市民税額をこの納付書で以下の納付場所へ納期限内に納めてください。

数字は算用数字わかりやすく記入してください。なお、¥記号はご記入されないようお願いいたします。

取扱収納機関

- | | |
|----------|-------------|
| ・埼玉りそな銀行 | ・りそな銀行 |
| ・三菱UFJ銀行 | ・南彩農業共同組合 |
| ・武蔵野銀行 | ・埼玉縣信用金庫 |
| ・足利銀行 | ・東和銀行 |
| ・みずほ銀行 | ・ゆうちょ銀行・郵便局 |
| (注1) | (注2) (注3) |

・三井住友銀行（電子納付のみ納入できます）

・蓮田市役所内埼玉りそな銀行派出所

(注1) 令和5年4月1日からは、電子納付のみの取扱になります。

(注2) 以下の都県内の各ゆうちょ銀行・郵便局
埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、
栃木県、茨城県、山梨県

(注3) 納期限を過ぎたものはゆうちょ銀行・郵便局では
納入できませんのでご注意ください。

延滞金及び滞納処分

（地方税法第326条及び第331条並びに蓮田市税条例第19条）

この税金を納期限までに納付されないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、その税額（計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又は、その金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨）に年14.6%〔当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%〔各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中においては年14.6%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）〕〕の割合で計算した額の延滞金が増加されます。

なお、納期限までに税金を完納されないため督促を受け、かつ、その督促を発した日から10日を経過する日までにこの税金を完納されない場合は、滞納処分を受けることになります。

※延滞金特例基準割合：各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付平均利率の平均として財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。